

士幌町通学路安全プログラム

（通学路の安全確保に関する取組方針）

令和5年9月

士幌町通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

全国で相次ぐ登下校中の児童生徒が死傷する事故・事件を受けて、平成30年9月に関係機関と連携して、各学校の通学路における緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても、関係機関と協議してきた。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「土幌町通学路安全プログラム」を策定した。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていく。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、「土幌町通学路安全推進会議」(以下「推進会議」という。)を次の関係機関及び団体等をもって設置する。

○交通安全・防犯対策関係者

・北海道釧路方面帯広警察署土幌駐在所、同中土幌駐在所 ・土幌町町民課

○教育関係者

・土幌町教育委員会 ・土幌町校長会

○道路管理者関係

・北海道開発局開発建設部帯広道路事務所

・北海道十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課 ・土幌町建設課

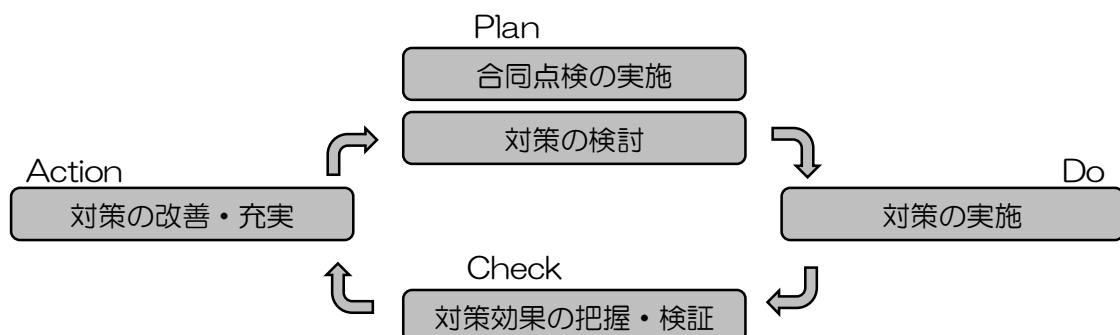
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行う。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていく。

〔通学路の安全確保のためのPDCAサイクル〕



（２）具体的な取組

○定期的な合同点検の実施

- ①各学校は、「通学路マップ」等をもとに、通学路の点検を実施するなど、危険箇所の把握に努める。
- ②各学校は、確認した危険箇所について、学校運営協議会等の意見を参考としながら、合同点検が必要な箇所を「推進会議」に報告する。
- ③「推進会議」は、各学校から報告があった危険箇所について、重点箇所を設定のうえ、効率的、効果的な合同点検の実施に努める。
- ④合同点検の実施箇所は、各学校から報告のあった危険箇所のほか、地域の要望等を踏まえ、道路管理者等が必要と判断される箇所を含むものとする。
- ⑤合同点検は、概ね３年に１回程度実施することとし、各学校からの報告に基づき、重点課題と判断される場合、もしくは地域の要望等があった場合については、状況に応じて随時実施する。

○合同点検の体制

「推進会議」関係者（町、学校、道路管理者、警察等）が参加する合同点検を実施する。

（３）対策の検討

合同点検の結果、明らかになった対策必要箇所については、歩道整備、防護柵、防犯カメラ、信号機、標識の設置などハード対策の実施と、交通規制や交通安全教育等のソフト対策の実施について具体的な対応を検討する。

（４）対策の実施

対策の実施にあたっては、円滑で効果的な対策が進められるよう、関係機関との連携に努める。

（５）対策結果の把握

合同点検に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒が安心して通学できるようになったかと感じているのか等について確認するため、「推進会議」関係者により、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握に努める。

（６）対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策箇所一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表する。

【別添資料】

別添 1：対策箇所一覧表

別添 2：対策箇所図